

連歌論集

中世の文学

木藤才藏
重松裕巳
校注

連歌論集一

中世の文学
三弥井書店刊

連歌論集(一)

中世の文学
第二期第二回配本

定価 一九〇〇円

昭和四十七年四月二十八日 第一刷発行

校注者

木重 藤松 裕才 蔵己

発行者

吉田 栄治

印刷所

大文社

発行所

東京都港区三田三二一六
株式会社 三弥井書店

電話東京〇三(四五二)九五四〇
振替 東京二一一二五番

目次

解 說	三
凡 例	三
連珠合璧集序	六
連珠合璧集上	七
一天象	七
二光物	六
三聳物	三
四降物	三
五吹物	六
六時節	四
七時分	四
八山類	四
九海辺	五
十水辺	五
十一地儀	九
十二国郡	九
十三居所	六
十四草類	七
十五木類	七
十六鳥類	一〇
十七獸類	一三
十八虫類	一七
十九魚類	一三
廿貝類	一三

連珠合璧集下

廿一人倫	三	卅二火類	三
廿二人躰	一三	卅三雜物	一三
廿三夢類	一三	卅四管絃	一五
廿四人態	一五	卅五色部	一七
廿五述懷付懷旧	一四	卅六禁中	一六
廿六釈教	一四	卅七人名	一八
廿七神祇	一四	卅八雜類	一八
廿八羈旅	一五	卅九詞類	一九
廿九恋部	一五	四十數字	一九
卅衣類	一五	四十一重詞	一九
卅一食物	一六	四十二引合	一九

付録 連歌付合の事
索引

合璧集寄合索引	三
連歌付合の事寄合索引	二

解説

一 連歌寄合の形成

連歌の寄合は、中世の知識人に共通の知識・教養を基盤にして形成されたものである。俊成以降の源氏物語享受の實際を歴史的に詳細に後づけた『源氏物語受容史論考』の著者寺本直彦氏は、同書において、「連歌が調和・団欒の文学である以上、その寄合のことばは、個人的な好みによるものではなく、一座の共通理解の基盤となる一般的基本的心得であったと思われる。その意味で源氏寄合は、源氏享受の伝統的一般的性格を端的に示すものとも言えよう」と述べておられる。これは單に源氏物語に限らず、和歌・歌謡・漢詩文・仏典・故事などに基づく寄合に関しても言えることである。したがって、連歌寄合の研究は、連歌研究の一翼をになっただけでなく、文学作品を中心にした文化遺産の受容状況を明らかにするためにも必要なことである。しかし、寄合の研究は、ほとんど未開拓といつてよく、寄合の形成に関しても詳しい事はわかっていない。

寺本氏の前記書には、寄合の形成に関して「新古今時代の和歌や連歌にしばしばとられた詞—定家のいう「詮とおぼゆる詞」—は、上記のように後に連歌寄合として規定されるものが多かった。その意味で連歌寄合の成立は連証集や良基の時代であるとしても、その源は本歌取の和歌の本歌や地の文の詮とすべき詞に発し、後鳥羽院時代にその萌芽はすでに胚胎していたとみられるであろう。次にその手法にしても、本歌取の手法が連歌のそれに転用されてい

る」(三三ページ)と説かれている。新古今時代の連歌にすでに寄合らしいものの萌芽の見られることは、寺本氏の説かれる通りだと思う。しかし、それはあくまで萌芽であって、当時の人々の意識の中には、一種の本歌取としてしか意識されていなかったのではないかと思う。

寄合の成立に関して金子金治郎氏は、本歌取の技法のほかに、和歌における「よせ」の技法の参加が必要であったことを説いておられる。『菟玖波集の研究』(三三ページ)藤原清輔の和歌初学抄には、秀句の項を設け「又歌は物によせてそへよむやうあり。なぞらへ歌といふにや。たとへば天によせては、月、日、ほし、くも、あまのはら、あまのがは、などいふべし」として例歌をあげ、以下六十三語をあげて、そえて詠むべき言葉を掲げている。また、為家の八雲口傳には、「歌にはよせあるがよき事」という項を設けて、「衣には、たつ、きる、うら。丹には、さす、わたる。橋には、わたす、たゆ。かやうの事のありたきなり。その具足もなきはわろし」云々と記されている。一首の和歌の中心をなす言葉と縁のある言葉を詠みこむことは、望ましいこととされていたのである。和歌を縁語で仕立てる技法が、連歌の寄合に発展する可能性があったことは否定できないであろう。

連歌寄合の成立が確認できるのは、鎌倉末期に成立していたと考えられる連証集においてである。連証集は金子金治郎氏によって発見され、『鎌倉末期連歌学書』(中世文芸叢書4)に翻刻されている。この書は、その序文に「なにとなき一座の連歌の百いんなどに、常にいできたる寄合は、聞とりさいかくとて、心えたる事も侍れば、あら／＼申侍らん、とて云をきくに、さもとおぼしき事も侍あいだ、いさ／＼か忘ぬさきにとて、宿坊へ帰て、しるし侍しかども、いろはの次第をたて／＼申たりと見え侍也」とあり、また、その最初に配列してある「家の風」に関しては、「家の風と申句に、月のかつらと付て侍しは、いかなるよりあひにて侍哉らん」という形式で問いがなされているというふうで、これは寄合の解説書であることに、一点の疑いのないものである。その成立年代に関して金子氏は、「文保のころをおよその下限とし、それより前、しかしそれほど遠く溯る時期でない」と説いておられる。これによれば、その成立

は西暦千三百年前後ということになる。この連証集において、「命と申こと葉に、さやの中山と付て侍しはいかに」「いのちもしらぬと申句に、みなせ川と付て侍りしは如何に」というような形で問いが出されているのを見ると、その頃すでに和歌の教養に乏しい者にとつても、「命」と「さやの中山」、「いのちもしらぬ」と「みなせ川」が寄合であることはわかっており、その本歌も知らずに、これらの寄合を見様見真似で使用することも行なわれていたと見ることが出来る。このように考えることが許されるとすれば、寄合の成立は鎌倉末期以前と考えてよいのではないかと思う。

鎌倉中期の連歌の作品で現存しているものはわずかであるから、その当時の付合に関して断定的なことはいえないけれども、菟玖波集の入集句を中心にして考える限り、為氏の句には本歌本説で付けた句が比較的多く、しかも、為氏と同世代の後嵯峨院・少将内侍・弁内侍などの句には、面影と忘水、雁とたまづさ、螢とみさは、杉と三輪山などの語で付けた句が一再ならず見出されるから、鎌倉中期の堂上作家の間で、寄合らしいものが成立する基盤が整っていたことは推測してよいのではないかと思う。しかし、言葉を中心にした付合を重視する傾向は、歌人であることに誇りを持っていた堂上作家よりは、非歌人を多く交えた花の下連歌の間で生じたものと考えられるから、寄合の形成を推進した主勢力は地下連歌師たちのほうであったと推測される。沙石集に伝えられている地下の句のいくつかは、そのことを証しているものと見てよい。しかし、残された資料が少ないので、その典拠となった古典の範囲や寄合の性格をつかむことは困難である。

ところが、鎌倉末期に成立した連証集には、出典が注記してあるから、それによって鎌倉中期から末期にかけての寄合の傾向を、一応はつかむことができるのである。現存の太田武夫氏蔵、連証集には落丁があり、欠落した推定項目数は九十五項、それを加算した全体の項目数は、約二百六十項というのが金子氏の推定である。太田本の項目数は、百六十八項であるから、これによって全体の傾向を推定しても、ほぼ誤りはあるまいと考えられる。百六十八項のそ

れぞれには、原則として寄合の典拠となった和歌を一首ずつ掲げてある。ただ、一か所だけは二首をあげ、また、四項は和歌を欠いている。なお、時には典拠となった和歌の本歌を掲げている場合もある。たとえば、

(三六) 山中と申句に、あけのそは舟と侍しは如何に。是は万葉に、旅にして物恋しきに山もとのあけのそは舟おきにこぐみゆと侍本歌にて、新古今にも、春のよあけのそは舟ほのくといく山もとを霞きぬらん、とよまれたるにて、(下略)

とあるのがその例である。こうした本歌は計算に入れないことにすると、現存の本では、典拠とする和歌百六十五首を掲げてあることになる。その内訳は次の通りである。

古今集	39
後撰集	13
拾遺集	8
後拾遺集	14
金葉集	6
詞花集	2
千載集	6
新古今集	19
続古今集	5
新後撰集	2
玉葉集	2
万葉集	17
(夫木抄)	3

源重之集	1
散木奇歌集	1
堀河百首	3
久安百首(新院百首)	1
建保四年百首	1
古来歌合	1
奥義抄	1
伊勢物語	16
源氏物語	1
狭衣物語	1
万葉と注記があつて、 万葉集に見えないもの	2

注 (1) 引用してある和歌には、「万葉に」「古今に」というふうに注記があるけれども、その注記には往往誤りがある。また、

作者名を記して作品名を記さないもの、作者名も作品名も記さないものがある。それらは、あるいは誤りを訂正し、あるいは作品名を補って計算した。

(2) 他の歌書に見えていて夫木抄にも見えるものは、これらをはぶき、夫木抄にしか見えないものを、その欄に記した。

右の表で明らかのように、古今集から新古今集に至る八代集から引用された歌は百七首で、全体の約三分の二を占め、その中で古今集が圧倒的に多くて、三十九首、新古今集がこれについて十九首である。新勅撰集から玉葉集に至る鎌倉時代の六の勅撰集中、出典になっていると考えられるのは、続古今・新後撰・玉葉の三集だけで、しかもその作者はすべて新古今歌人より以前の作者である。私撰集としては、万葉集の外に、夫木抄と一致するものが三首ある。ただし、続古今・新後撰・玉葉の三集および夫木抄の書名が・本書に出典として明記されているわけではないから典拠とされたのは、そのもととなった歌集・百首歌・歌合の類かも知れない。物語の中では、源氏物語から一首しかとられていないのに伊勢物語からは十六首もとられている。

その出典はすべて和歌に限られていて、漢詩・漢文・歌謡・物語文・諺などを含まない点が特色である。現存の連証集は、全体のほぼ三分の二を存しているから、これをもって連証集全体の傾向を推測してさしかえないと思う。しかし、この連証集によって鎌倉末期の寄合の全貌を推測してよいかどうかは問題でないかと思う。というのは、鎌倉初期の定家の句などに、すでに源氏物語で付けた句が見出され、また、和漢朗詠集の詩句で付けた句も見出されること、さらに鎌倉中期の為氏の句には、

紅葉の錦きてやゆかまし

ぬれぬれも秋はしぐれのふるさとに

というように、中国の故事で付けたと考えられる句が見えることから、鎌倉中期以後において、源氏物語や漢詩文を背景においた寄合が、相当多く行なわれていたことを推測できるからである。

しかし、鎌倉末期から南北朝期にかけては寄合の形成期であつて、新しい寄合がどんどん成立していたことも否定できない。永和二年（三三〇）成立の九州問答に、「寄合、毛詩一部・三昧家法・文選・中興ノ詩ナンドマデモ書出シテ與ヘ侍シ也。マシテ、万葉・源氏、代々ノ袖中抄ナドマデモ昼夜ニ沙汰アリテ、寄合ヲ書拔タリシ也」と記されているのによつて、良基を中心にして新しく寄合が書き抜かれていたことを知ることができる。こうした作業によつて、寄合の内容は相当変貌して行つたことは確かであらう。しかし、九州問答の記事だけで、中国の詩文を背景にした寄合が形成されたのは主として南北朝期においてであつたと推論するのは行き過ぎであらう。寄合集による裏づけが欲しいところである。

連証集に源氏物語を典拠にした寄合が一例しか見出せないにもかかわらず、鎌倉期においてすでに源氏寄合が相当行なわれていたであらうということは、先に推測した通りである。しかし、源氏寄合が重視されるようになったのは南北朝期以後の事と考えられる。この点について、九州問答には、「マシテ、万葉・源氏、代々の袖中抄ナドマデ昼夜ニ沙汰アリテ、寄合ヲ書拔タリシ也」とあり、国書の中では万葉集と源氏物語をその代表に掲げている。また、「貞治四年十月七日、面々令會合以談議初用捨草。努々不可疎之云々」という奥書を有する『光源氏一部連歌寄合付詞』のような源氏寄合書も伝えられている。南北朝時代が源氏寄合の形成にとつて重要な一時期であつたことは否定できないであらう。源氏寄合に限らず、連歌の寄合にとつて南北朝期は重要な時期だと考えられるけれども、この時期の連歌寄合を全面的に推測するに足る寄合書は現在紹介されていない。京都大学国語学国文学研究室所蔵の和歌集心鉢抄抽肝要には連歌寄合を収めてあり、これは、重松裕巳氏の明らかにされたように連証集の一本に依拠したものと考えられる。（「和歌集心鉢抄抽肝要の寄合について」北九州工業高等学校研究報告第五号）。ついで、文明五年に成立した連歌寄合、明応三年（一四九四）秋の奥書のある連歌寄合をはじめ、数多くの寄合書が伝えられているけれども、寄合の一大集成書として、連珠合璧集に匹敵する規模のものは外に存在しない。

二 連珠合璧集の成立・内容

連珠合璧集は、連歌用語八百八十五語を天象以下重詞に至る四十一項に分類し、それぞれの用語ごとに寄合となる語を掲げ、最後に「引合」として「春の始」から「夜分ののき所」に至る各項目ごとに連歌用語を列挙し、初学者の手引きとしたものである。国会図書館藏室町中期写本の下巻の奥書に、

斯集愚老爲少年人所書也。而流布世上有寫之輩歟。爰中納言羽林爲連歌稽古聊以染翰墨。仍示愚老乞奥書。依是錄其子細耳。

南華老人 花押

とあるので、著者は南華老人一条兼良であることがわかる。国会図書館本には、この兼良の奥書のあとに、さらに、此一部以閑日遂書寫之功早。不可外見者也。

文明第八季春日 黄門羽林 花押

という奥書が付してある。この奥書の筆者黄門羽林は、兼良の奥書にいう中納言羽林と同一人物である。したがって、中納言羽林（黄門羽林）は、文明八年（一四七六）に、権中納言左近衛中将であった一条冬良をさすものと考えられる。冬良は兼良の次子で、文明八年に十三歳であった。

ところで、この書は兼良の奥書に「斯集愚老爲少年人所書也」とあるけれども、前記の奥書によれば、その少年は冬良をさすのではなく、冬良以外の某少年のために書き与えられたもののようである。その少年が誰であり、何時頃書き与えられたかは不明である。冬良が文明八年に一本を書写した時には、すでに世上に流布していたことは兼良の奥書に記すところである。現存諸本の本文の間に多少の異同が見られるのはそのためであろう。

本書執筆の意図が、童蒙に連歌の寄合を示すためのものであったことは、その序文に、「いとさなきわらはの、連

歌の寄合といふなる物かきてあたへよと侍しかば、よくもしらぬ事とは思ひ侍れど、いなとはいひがたくて、なまじひに見きゝしことのはしゝを書つらねて、連珠合璧集と名付侍り」と記されていることによつて明らかである。寄合の示し方は、先にも述べたように、連歌用語をまず天象以下の四十一項に分類して掲げてある。その分類項目は、当時一般に行なわれていた節用集その他の通俗辞書の分類項目にくらべて相当に詳細なものであり、しかも聳物・降物・山類・水辺などの連歌書になじみの項目を含んでいる点で独特のものといえる。

これらの分類項目のもとに掲げられている連歌用語は、「空トアラバ」「天の原トアラバ」というような形式で示されており、これらの小項目のもとに、それぞれの語の寄合となる語が列挙されている。しかし、寄合語のすべてが列挙されているわけではなく、「空トアラバ」の項を例にとると、この掲合は、「緑 海 水なき 鳥の道 凡天象のたぐひ皆可付之」というふうに、いくつかの例をあげるにとどめている。また、松の寄合に関しては、

松トアラバ、

松は山にも浦にも庭にもいづくにもある物也。常盤なる色ながら、春は緑の色一入まさり、夏はしげる梢に枝をまじへ、秋は下紅葉ことに見所あり。冬はつるに紅葉せぬおのがみさほゝあらはす。雪の比にもなりぬれば、又たぐひすくなき木立也。(中略) ちりうせぬとはいひならはし侍れど、落葉はある物也。其意を得て連歌には付べし。

というふうに、寄合語は一つも列挙せず、ただ松の在所・本意などに関する一般論を述べて、正しい付方ができるように配慮している場合も見られる。しかし、全体的に見て、主要な寄合語はできるだけ列挙しようと努めているようである。本書の序文に、「をのづから落ちりても見たまへらむ人は、この筆の海にひろひのこせる玉の光をみがきそへ給へとなり。」とあるのは、膨大な数の寄合語のすべてを掲げることとは不可能であり主要なものに限ってみても、万全を期することは困難であつたことを示すものと見てよいであらう。

三 連珠合璧集の出版

本書に列挙されている寄合の言葉には、時々その出典を注記してある。その出典名の大半は次にあげたように略符号で記されている。

古(古今集) 後撰(後撰集) 拾(拾遺集) 新古(新古今集) 続後(続後撰集) 万(万葉集) 俊頼歌

遍昭 西行 行基 堀(堀河百首) 催馬楽 日本紀 伊勢(伊勢物語) 源(源氏物語) 論語

このうち、源と注記のあるものが圧倒的に多く、約二百二十語に及んでいる。しかし、源氏物語から取られた寄合語のすべてに注記が付けられているわけではなく、注記を省略したもの、あるいは注記洩れと考えられるものも相当数見出せるようである。たとえば、「山がつトラバ、すま、かきは、撫子、時うしなへる源」とあるのを例にとると、「源」の注記があるのは「時うしなへる」だけであるけれども、源氏物語の須磨に、「いつか又春のみやこの花を見む時うしなへる山がつにして」同じく帚木に「山がつの垣は荒るとをり／＼に哀はかけよ撫子のつゆ」とあるのによれば、「すま」「かきは」「撫子」の三語も源氏物語による寄合であることは確かであろう。また、「不軽トラバ、(注略)ぬかづく、声、汀の千鳥 暁の霜源 あげまき」とあるのも、源氏物語、総角に「不軽の声はいかど聞かせ給ひつらむ(中略)霜牙ゆる汀の千鳥うちわびて鳴くね悲しき朝ぼらけかな」とあるのによれば、「声」「汀の千鳥」も同様に、源氏物語、総角による寄合と考えてさしつかえないようである。したがって、こうした場合は、他にも例が見られるように、「以上源」または「以上源あげまき」とあるべきであるのに、「以上」を略したかあるいは脱したものとなすことのできるものである。また、「権トラバ、(中略)かれたる花源夕良 霧の籬同 あるかなきか同 露をゝとさで」とあるのは、「露をゝとさで」にだけ何らの注記も付されていないけれども、源氏物語、宿木に、薫が中君に朝顔をおくったことを記して「ことさらびてしも、もてなさぬに、露を落さで持給へりけるよと、を

かしく見ゆるに」とあるのによつてゐることは明らかである。したがつて、この場合は、「同」の注記が落ちたものと見なすことのできるものである。

このように見てゆくと、注記を付していない語句の中にも、源氏物語による寄合と考へてよいものが相当多くあり、これらを加えると源氏物語の寄合語は膨大な数に上るのである。伊井春樹氏は「連珠合璧集に見られる源氏寄合」(『連歌とその周辺』昭和42年)において、「類従本と国会図書館本で指摘されたものはすべて採り、その上当然源氏寄合と思われるものをも含めて処理し」た結果、各巻ごとに次のような寄合数を算出しておられる。

一桐壺	(10)	一澤標	(4)	毛篝火	(5)	〇御法	(2)
二帚木	(26)	五閑屋	(9)	元野分	(11)	〇幻	(2)
三空蟬	(10)	六蓬生	(15)	元行幸	(15)	〇句宮	(0)
四夕顔	(52)	七絵合	(3)	三藤袴	(2)	〇紅梅	(0)
五若紫	(14)	八松風	(5)	三真木柱	(13)	〇竹河	(4)
六末摘花	(11)	元薄雲	(0)	三梅枝	(3)	〇橋姫	(11)
七紅葉賀	(11)	三槿	(6)	三藤裏葉	(13)	〇椎本	(6)
八花宴	(3)	三少女	(8)	三若菜上	(11)	〇総角	(7)
九葵	(10)	三玉璽	(16)	三若菜下	(23)	〇早蕨	(3)
〇賢木	(26)	三初音	(8)	三柏木	(14)	〇宿木	(19)
二花散里	(0)	三胡蝶	(3)	毛横笛	(12)	〇東屋	(12)
三須磨	(30)	三螢	(7)	元鈴虫	(2)	〇浮舟	(11)
三明石	(4)	三常夏	(14)	元夕霧	(13)	〇蜻蛉	(4)

右の表においては、項目として掲げた詞と付合の詞とで重複が見られる場合などは、これを一語として扱い、また「山がつ」のように、付合の言葉から推測して帶木・須磨・常夏の諸巻にわたって使用されていると考えられる語は、各巻に一例ずつとして処理されている。こうした処理の方法の相違や注記のない語の認定の仕方の相違などによって、その数値は多少動くことも予想されるけれども、この表によっておおよその傾向をつかむことができる。寄合語の数の上でいえば、五十四帖の中では夕顔が群を抜いており、ついで、須磨・帶木・賢木・若菜下・宿木などの巻々がこれについている。次に五十四帖のうち、花散里・薄雲・匂宮・紅梅の四帖を除いて、他の五十帖からすべて寄合が取られており、その合計は五百三十八語に及んでいる。この書において、源氏物語を出典とする寄合がたいへん大きな比重を占めていることは否定できないであろう。

源氏物語について多く出典として注記されているのは伊勢物語であるが、このほうは二十語あまりに過ぎない。しかし、この場合も、注記されていない語句の中に、伊勢物語を典拠とする寄合を見出すことができる。たとえば、螢の寄合に、星・いさり火・蘆の屋のさなどを列挙してあるのは、伊勢物語、八十七段の「むかし、おとこ、津の国むばらの郡蘆屋の里に、しるよししていきて住みけり。(中略)やどりの方を見やれば、あまのいさり火多く見ゆるに、かあるじのおとこよむ。晴るゝ夜の星か河辺の螢かもわが住むかたのあまのたく火か」とある部分を典拠とする寄合であることは明らかである。こうしたものを加えてゆくと、伊勢物語を典拠とする寄合も相当の数に上る。しかし、その中には果して伊勢物語を典拠とするものか、古今集にとられている業平の和歌およびその詞書を典拠とするものか、あるいはそれらの和歌を本歌にした和歌の類を含めて、それらのすべてを典拠とした寄合なのかははっきりしないものも交っているのだ、正確な数はつかみにくい。このことは、古今集・後撰集・拾遺集、新古今集などの歌集類についてもいえることであって、出典を注記してある語句以外に、これらの歌集所載の歌に同一の語句を見出すこ

とのできるものが相当数あるけれども、それらの歌のほかにも典拠と見なし得る歌がある場合があり、結局、特定の歌をもって、その典拠と定めがたい場合が少くないのである。

日本書紀を出典とする寄合で注記のあるのは「いかづち」に「八色」をあげて「日本紀」と注しているのが一語目につくだけであるが、このほかに相当数の寄合が収められている。廿七の神祇の部に、「すさのおの神トアラバ」として、「八雲たつ出雲」「そののさと」「いなだ姫」「村雲の劔」をあげ、「ひる子トアラバ」として、「蘆の葉舟」、「下てる姫トアラバ」として、「かつら木」「なゝし雉」「ひなふり」「をかたに」「玉の御すまろ」、「豊玉姫トアラバ」として「鶉の羽」「をきつ鳥」「光ある」「なぎさ」「子をやしなふ」卅七の人名の部に、「橘姫トアラバ」として「浪風」「あづま」「うすひざか」、「そとおり姫トアラバ」として、「ちぬの宮」「浜藻」「玉津嶋」、「馬やどの御子トアラバ」として「もりや」その他をあげてある。このほか、卅三の雑物の部に、「つるぎトアラバ」として、「村雲」「草なぎ」、「釣針トアラバ」として、「あかめ」「龍のみや」などをあげてある。これらはいずれも、紀記の神話を背景にした寄合と見なしてよいと思う。ところで、古事記と日本書紀の二書のうち、どちらのほうを典拠としているかという点、書紀のほうが中世の人々には、なじみの深い書物であり、また、右に掲げた寄合のうち、「あかめ」「村雲の劔」などの語は古事記に見られないこと、それとは逆に、日本書紀に見られない語は見当らないことなどから、以上にあげた寄合語は日本書紀を出典とするものと考えてよいと思う。

歌集の中で最も多く注記されているのは万葉集であって十二語を数え、注記していない分を加えると相当の数にのぼる。ついで、古今集が九語、催馬楽が五語、俊賴歌とあるものが四語（うち一語には俊と注記があるが、散木奇歌集には見当らない）である。堀河百首は注記されたものは一語にすぎないが、注記のないものに堀河百首を出典とするものが相当多く含まれているようである。

次に、注記はされていないけれども、調査することのできた範囲で、出典と考えることの可能性のある書名をあげ